

しない！させない！見逃さない！

廃棄物の不法投棄・野外焼却

「12月は、不法投棄等防止啓発強調月間です。」

○何人も、みだりに廃棄物を捨てたり、野外焼却を行つたりはしてはいけません。

○自分の土地に廃棄物をみだりに捨てた場合でも不法投棄になります。

○このような行為は、廃棄物処理法違反で罰せられることがあります。



建設廃材を不法投棄したり、粗大ごみの様々
な廃棄物を山林などの人目につきにくい場所に
不法投棄したりする事例が発生しています。また、
「野外焼却」(いわゆる野焼き)も廃棄物処理法で
禁止されていますが、一向に後を絶ちません。

廃棄物処理法の規定では、次のような場合、
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰
金(または)の併科)に処せられます。

①みだりに廃棄物を捨てた場合

たは社会の慣習上やむを得ない場合を除く)
③法令で定められた方法によらずに、指定有
害廃棄物「硫酸ピッチ」に保管、収集、運搬
または処分した場合

環境づくりに取り組んでいます。さらに町民一
人ひとりが監視役となることで、廃棄物の不法
投棄や悪質な野外焼却を防ぎ、住みやすい生活
環境をつくりていきました。
また家庭で不用になつた家電は、家電リサイ
クル法に基づき家電小売店に引き取つてもうう
など、適正に処分しましょう。

廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけたとき
は、下記の不法投棄110番、丹南健康福祉セ
ンター、または役場や警察署に通報してください。

■問合せ 福井県日野川地区水道管理事務所
TEL 21-0330-1

(24時間駐在)

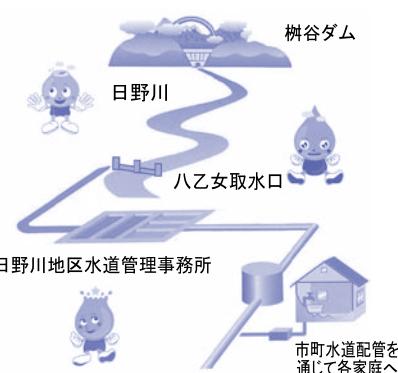
古くなつた灯油等は購入店で回収してもらい、

河川等へ廃棄しないでく

ださい。

灯油等の給油や小分け

作業中は、その場を離れ
ず、目を離さず、こぼさ
ないようにしてください。



河川に油類を流さないよう
ご協力を願います！

日野川地区水道管理事務所では、日野川(八乙女取水口)から河川水を取水し、最新設備により水道水をつくり、南越前町をはじめとした3市2町に供給しております。冬季になると暖房で灯油などを使用する機会が増えますので、油類の漏洩には特に注意してください。油類が流入すると浄水処理に大きな負担がかかります。日野川の水をきれいに保てるよう皆様のご協力を願います。

また、誤って油などが川へ流れた場合には、すぐに当事務所までご連絡ください。

必ずチェック！最低賃金！

福井県最低賃金7,324円（時間額）

平成27年10月1日より福井県内すべての労働者に、改正された福井県最低賃金が適用されています。

■問合せ 福井県労働局労働基準部賃金室
TEL 0776-22-2691

私たちの郷土である美しい福井の自然と生活
環境を守るために、県では監視パトロールや監
視カメラの設置を通じて、不法投棄をさせない

建設整備課
TEL 24-0110
47-8003

◆ 不法投棄110番
TEL 0778-51-0034
◆ 越前警察署
TEL 0776-20-0584
◆ 丹南健康福祉センター
TEL 0778-20-0584

③法令で定められた方法によらずに、指定有
害廃棄物「硫酸ピッチ」に保管、収集、運搬
または処分した場合

私たちの郷土である美しい福井の自然と生活
環境を守るために、県では監視パトロールや監
視カメラの設置を通じて、不法投棄をさせない

建設整備課
TEL 24-0110
47-8003